

カンボジア王国  
国家 宗教 王

経済財政省

No. 071 MEF.Prk.GDT

自主的な納税申告修正のインセンティブに関する省令

決定

第1条 (目的)

この省令の目的は、王立政府介入措置に基づく行政制裁を免除するために、自主的な納税申告修正のインセンティブについて定めた省令第217号 MEF.PrK (2022年3月14日付)を修正することです。

第2条 (範囲)

この省令は、自己申告制度のもとにある納税者または源泉徴収義務者が、以前の納税申告書において混乱や誤解があったために当該申告書の提出期限以降に自発的に納税申告書を修正する場合に適用されます。

第3条 (行政制裁の免除)

- 会計帳簿および納税申告書の修正を自発的に求める納税者または源泉徴収義務者は、2024年6月末までの猶予期間中、以下のとおり追徴税、利子、罰金などの行政制裁が免除されます。
  - 2024年1月1日より前に発生した取引に係る会計帳簿および税務申告書の修正に限ります。2024年1月1日以降に発生した取引に係る税務申告書の修正請求については、この行政制裁の免除の対象にはなりません。
  - 税務調査中における会計帳簿および税務申告書の訂正請求については、税務調査官が納税者または源泉徴収義務者の誤謬を発見する前に請求する訂正（税務調査官がまだ税務調査結果を開示しておらず、その記録を受け取っていない場合）に限ります。
- 税務調査の結果、税務申告書の修正が必要になった場合、納税者または源泉徴収義務者は、現在有効な税法および規制に従って10%の追徴税および1.5%の利子が課されます。この場合、納税者または源泉徴収義務者は税務調査の手順とその結果に従って追徴金や利息を支払う必要があるものの、自主的な納税申告書の修正により既に支払った追徴金および利息があるなら、当該税務調査の結果による追徴金や利息と相殺することが認められます。

第4条 (廃止)

この省令に反する規制はすべて廃止されます。

第5条 (実施)

*Grant Thornton (Cambodia) Limited*

非公式翻訳

首相、内閣長官、事務総長に付随する代表大臣、総局長、全省庁局長、監察局の監察官、経済財政省の監督下にある組織の長として担当する代表者、およびすべての関連組織は、下記署名日からこの省令を効果的に実施します。

プノンペン, 2024 年 1 月 30 日

副首相

経済財政省大臣

Aum Pornmoniroth